

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年（2025 年）1 月 6 日付け令 6〇〇第 275 号で行った保有個人情報開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和 6 年（2024 年）12 月 20 日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 76 条第 1 項の規定により、「私が〇〇室に行った相談内容の一覧」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和 7 年（2025 年）1 月 6 日付けで、本件請求に係る公文書は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 7 年（2025 年）3 月 7 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨

（省略）

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書は存在しないことを理由として、実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点につい

て検討する。

開示請求の対象となる個人情報「相談内容の一覧」とされているところ、公文書の管理について必要な事項を定める「知事が取り扱う公文書の管理に関する規程」

（令和6年3月29日山口県訓令第4号）によると、文書等の整理については、「関係者が不在の場合でもその所在及び処理経過が直ちに分かるように整理しなければならない」と定められているが、具体的な整理方法については特段の定めがなく、当該文書の作成の要否については、実施機関の事務及び事業の状況等を総合的に考慮して判断すべきものとされていると考えられる。

この点、当審査会事務局職員をして実施機関に対して確認したところ、実施機関に寄せられた相談については個別に対応しており、一覧表等は必要ないことから、当該文書は作成していないとのことであり、本件請求人の主張する保有個人情報に係る関連文書は存在しないことから、保有個人情報の不存在により不開示決定を行った判断に違法又は不当はないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和7年 4月30日	実施機関から諮問を受けた。
令和8年 5月29日	事案の審議を行った。
令和8年 7月27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

（令和8年7月27日現在）